

令和6年第13回厚岸町教育委員会会議録

招 集	日 時	令和6年10月31日 午前10時00分																
	場 所	厚岸町役場 2階庁議室																
開 会 日 時		令和6年10月31日 午前10時00分																
閉 会 日 時		令和6年10月31日 午前10時20分																
出 席 委 員		田 辺 正 保																
		濱 秀 利																
		森 脇 直 美																
		成 澤 幸 恵																
欠 席 委 員																		
会議録署名 委 員	教 育 長	滝 川 敦 善																
	委 員	森 脇 直 美																
会 議 出 席 者	教 育 長	滝 川 敦 善																
	事務局職員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">管理課長</td> <td style="width: 50%;">諸 井 公</td> </tr> <tr> <td>指導室長</td> <td>藏 光 貴 弘</td> </tr> <tr> <td>学校給食センター所長</td> <td>小 池 裕 子</td> </tr> <tr> <td>生涯学習課長</td> <td>車 塚 洋</td> </tr> <tr> <td>海事記念館課長</td> <td>菅 原 卓 己</td> </tr> <tr> <td>B&G海洋センター所長</td> <td>千 葉 隆 行</td> </tr> <tr> <td>温水プール所長</td> <td>石 田 秀 之</td> </tr> <tr> <td>管理課総務係長</td> <td>神 奈 緒 美</td> </tr> </table>	管理課長	諸 井 公	指導室長	藏 光 貴 弘	学校給食センター所長	小 池 裕 子	生涯学習課長	車 塚 洋	海事記念館課長	菅 原 卓 己	B&G海洋センター所長	千 葉 隆 行	温水プール所長	石 田 秀 之	管理課総務係長	神 奈 緒 美
	管理課長	諸 井 公																
指導室長	藏 光 貴 弘																	
学校給食センター所長	小 池 裕 子																	
生涯学習課長	車 塚 洋																	
海事記念館課長	菅 原 卓 己																	
B&G海洋センター所長	千 葉 隆 行																	
温水プール所長	石 田 秀 之																	
管理課総務係長	神 奈 緒 美																	
その他の者																		

議事日程

日 程	議案番号	付 議 事 件
1		開会
2		会期の決定
3		前回会議録の承認
4		会議録署名委員の指名
5	(議 案)	
	議案第46号	厚岸町教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について
	議案第47号	厚岸町教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を定めることについて
	議案第48号	厚岸町教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令を定めることについて
6		閉会

令和6年第13回厚岸町教育委員会

令和6年10月31日

午前10時00分開会

●教育長 ただいまから、令和6年第13回厚岸町教育委員会を開会します。これから、本日の会議を開きます。

 なお、本日の日程は、既に配付されている日程表のとおりであります。

●教育長 日程第2「会期の決定」についてであります。委員会の会期を本日、10月31日の1日間といたしますがよろしいでしょうか。

 (はい。の声)

●教育長 それでは、会期を本日10月31日の1日間といたします。

●教育長 日程第3、「前回会議録の承認」についてであります。令和6年9月27日に開会した第12回教育委員会の会議録の承認についてであります。会議録署名委員の田辺委員、私がそれぞれ署名済みでありますので、これをもって承認とさせていただきます。

●教育長 日程第4、「会議録署名委員の指名」についてであります。本日の会議録署名委員は、会議規則第18条の規定により、森脇委員を指名いたします。

●教育長 日程第5、議案第46号「厚岸町教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。職員は、内容の説明をしてください。

●管理課長

ただ今上程いただきました、議案第46号「厚岸町教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

議案書1ページをお開き願います。

厚岸町教育委員会公印規則は、教育長名やその他の職名で発する公文書に用いる公印の保管及び使用について規定しておりますが、公印使用伺簿の取扱いについては、公印省略の文書について公印を使用しないにもかかわらず、文書番号を管理する観点から公印伺簿へ記入をしているほか、決裁範囲についても各所属で判断が異なっている状況や、公印を使用する際は、起案文書にも公印確認欄に公印このような状況を踏まえ、町全体で業務の効率化の観点から、公印使用伺簿を廃止し、公印保管者の確認については、起案文書への捺印のみとし、関連する例規に定める公印使用伺簿の様式を削除するため、本案を提出するものであります。

なお、文書番号の管理につきましては、このあとご審議いただきます、議案第48号「厚岸町教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令」で、別途議案を提出させていただきますので、予めご了承願います。

それでは、改正内容の説明をさせていただきます。

改正内容につきましては、別にお配りしております、説明資料1ページ、議案第46号「厚岸町教育委員会公印規則の一部を改正する規則新旧対照表」でご説明いたします。

規則第7条であります、先ほど申し上げましたとおり、公印使用伺簿を廃止することから、公印使用伺簿に係る文言を削除するものであります。

規則第8条から第13条までは、第7条において規程していた公印使用伺簿の廃止に伴い、規則第8条から第

13条で規定する様式番号をそれぞれ1号ずつ繰り上げる改正内容であります。

次に説明資料2ページ別記様式の改正であります、現行の別記様式第1号は公印使用伺簿の様式を定めていたものであります、公印使用伺簿の廃止により削除し、説明資料3ページから7ページまででお示しする現行の様式番号をそれぞれ1号ずつ繰り上げる改正内容であります。

議案書2ページにお戻りください。

附則であります。

この規則は、令和7年1月1日から施行するものであります。

以上簡単ですが、議案第46号「厚岸町教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」の提案理由と内容の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●教育長 内容は、厚岸町教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定についてであります。

これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に議案第47号「厚岸町教育委員会事務決裁規程の一

部を改正する訓令を定めることについて」及び議案第48号「厚岸町教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令を定めることについて」は一括議題といたします。

職員は、内容の説明をしてください。

●管理課長

ただ今上程いただきました、議案第47号「厚岸町教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を定めることについて」及び、議案第48号「厚岸町教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令を定めることについて」その提案理由と内容について、関連がありますので、一括してご説明申し上げます。

議案書3ページをお開き願います。

初めに、議案第47号「厚岸町教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を定めることについて」その提案理由と内容についてご説明いたします。

厚岸町教育委員会事務決裁規程は、教育長の権限に属する事務について決裁権限を定めることにより、事務執行における権限と責任の所在を明確にし、事務の決定の適正化に資するとともに、事務の能率的な処理を図ることを目的に規定されています。

先ほどご承認いただきました議案第46号「厚岸町教育委員会公印規則の一部を改正する規則」の説明でも申し上げましたが、この度、公印使用伺簿の取扱いに関して町全体で協議した際に、公印を省略できるものについて明確化し、これにより公印省略の承認に関して規定する「別表第2の個別決裁事項」の改正が必要となることから本案を提出するものであります。

なお、公印を省略できるものについては、このあとの議案第48号「厚岸町教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令について」でご説明いたします。

それでは、改正内容の説明をさせていただきます。
改正内容につきましては、別にお配りしております、
説明資料 1 ページ、議案第47号「厚岸町教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令新旧対照表」でご説明いたします。

決裁事項の個別専決事項を定める、別表第 2 の改正は、別途、公印を省略できるものを定めることから、公印省略の承認に関して定める必要がなくなることから、個別専決事項の 1 管理課に関する事項第 9 号中の「及び公印省略」を削る内容であります。

議案書 3 ページにお戻りください。

附則であります。

この訓令は、令和 7 年 1 月 1 日から施行するものであります。

続いて、議案第48号「厚岸町教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令を定めることについて」その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

議案書 4 ページをお開き願います。

厚岸町教育委員会文書管理規程は、厚岸町教育委員会
が保有する文書事務の管理について、基本的事項を定めることにより、文書事務の円滑かつ適正な実施を図ることを目的に規定されています

先ほど、ご承認いただきました議案第46号「厚岸町教育委員会公印規則の一部を改正する規則」において、公印省略の文書については、公印を使用しないにもかかわらず、文書番号を管理する観点から公印伺簿へ記入をしているほか、決裁範囲についても各所属で判断が異なっている状況や、公印を使用する際は、起案文書にも公印確認欄に公印保有課長が捺印する二重の事務が生じている状況にあり、このような状況を踏まえ、町全体で業務

の効率化の観点から、令和7年1月1日から公印使用伺簿を廃止し、公印保管者の確認については、起案文書への捺印のみとしたところであります。

これにより、文書番号の管理及び公印を省略できる文書を明記するなどの改正が必要であることから、本案を提出するものであります。

それでは、改正内容の説明をさせていただきます。

改正内容につきましては、別にお配りしております、説明資料1ページ、議案第48号「厚岸町教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令新旧対照表」でご説明いたします。

文書管理簿冊等を規定する、第5条第1項第1号のイの改正は、「別記第4号様式」を、様式番号が空番となっていた「別記第3号様式」に繰り上げる改正であります。

次に、第6条第3項の改正は、新たに文書番号を管理するための「文書番号管理簿」を定める改正であります。

次に、第7条第1項第2号の改正は様式番号の付記誤りによる改正であります。

次に、公印の押印について規定する、第37条第1項の改正は、公印を省略できる文書を明記する改正であります。

説明資料2ページをご覧ください。

次に、起案用紙の記入要領を定める、別記第1の「22公印確認」の第2号の改正は、公印使用伺簿の廃止による文言を削除する改正であります。

次に、法規、令達、公示文書番号を記録する様式を定める、別記第4号様式の改正は、様式番号の繰り上げによる改正であります。

説明資料3ページをご覧ください。

次に、別記第4号様式は、第6条において文書番号管

理簿について規定したことから、その様式について規定する内容であります。

議案書5ページにお戻りください。

附則であります。

この訓令は、令和7年1月1日から施行するものであります。

以上簡単ですが、議案第47号「厚岸町教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を定めることについて」及び、議案第48号「厚岸町教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令を定めることについて」の提案理由と内容の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●教育長 内容は、「厚岸町教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を定めることについて」及び「厚岸町教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令を定めることについて」であります。

これから質疑を行います。

●濱委員 文書番号の定義はあるんだろうけど、文書番号のないものはどのような管理しているのでしょうか。

●管理課長 これまでの公印使用伺簿の中に「文書番号あり」、「文書番号なし」と管理をしていたり、課によっては、文書番号がない場合は斜線を引いたり、そういう取扱をしていました。

例えば、車庫証明を証明する際に管理者は教育委員会ですから、教育長の証明、公印が必要になりますが、公印使用には番号はありません。

あとは、会議の案内などでは番号を付けて送付して取り扱っておりました。

●濱委員 例えば、番号のない文書...案内の文書を送付したけど、その文書の管理はしているのですか。

●管理課長 文書の管理は各部署で起案しますので、起案書で番号を管理し決裁し、公印使用伺簿でも管理しております。

●田辺委員 確認なんですけど、国や道、その他の各種団体に対する補助金又は助成金に係る申請等とありますが、申請書も含まれていいのでしょうか。補助金の申請などは、相手方の対応もあると思うのですが、公印省略していいのでしょうか。

●管理課長 申請等になっておりますので、申請する際の文書には必要がない、鏡文には必要がなく、申請書には押印が必要となります。

 例えば、文科省大臣宛の文書があるとして、教育長名で送付する通知文書、鏡文書には押印しないで送付します。

●田辺委員 第37条の2号イにある公印を押した文書に添付する送付文書は、考え方がだぶるのかなと思いましたが、あくまでも鏡文書ということですね。

●教育長 ほかに質疑はございませんか
(ありませんの声。)

●教育長 その他、総体的に何かございますか。
(ありません。の声)

●教育長

以上で、本日の会議日程は全て終了しました。

これをもちまして、第13回教育委員会を閉会します。